



函館市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき，土木部を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成28年2月8日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直 任

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一



平成27年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

工事名 市道寺町二十間坂線舗装道新設工事
工事担当部局 土木部
予算主管部局 土木部
契約担当部局 土木部

2 監査の期間

平成27年9月24日から平成27年12月1日まで

3 監査の方法

平成27年度において施工中の上記監査対象工事の設計・積算・契約・施工・工事監理等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査および現場調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成27年9月24日・25日に実地調査を行った。

4 監査の結果

本件随時監査の結果は、以下のとおりである。

工事概要

工事場所 函館市船見町9番～弥生町6番
工事内容 舗装道新設工事
施工延長 84.5m
幅員 10.5m
路盤工・舗装工 一式
排水工・防止柵工・道路付属施設工・構造物撤去工・
雑工 一式
請負金額 58,050,000円
請負業者 株式会社 佐藤興業
工期 平成27年5月29日から平成27年10月26日
まで

(1) 設計

設計においては、共通仕様書が整備されているか、特記仕様書の必要事項は記載されているか、設計図面および明細書は的確に作成されているか、内容に不一致はないかなどについて、実施設計書、設計仕様書等を調査した結果、適正に執行されていた。

(2) 積算

積算においては、設計書、設計図等を基に歩掛、単価、数量、金額は適正か、また、その算出根拠は明確かなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(3) 契約

契約においては、入札および契約締結などについて、入札関係書、契約書、支出負担行為伺書等の関係書類に基づき調査した結果、各種提出書類および各決裁書類などは、適切に処理、整理されており、適正に執行されていた。

(4) 施工

施工においては、工事施工計画は適切か、各種承諾図書、工事記録、写真等の請負人提出書類は完備しているかなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(5) 工事監理

工事監理においては、直営により実施されており、工事監理に必要な図書類を調査した結果、適正に執行されていた。